

国土審議会土地政策分科会企画部会  
国土調査のあり方に関する検討小委員会（第2回）

平成21年5月18日

【石川国土調査課長】 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会の第2回会合を開催させていただきます。

委員の皆様方には、本日お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。事務局を務めさせていただきます国土調査課長の石川です。よろしくお願いいたします。

初めに、お手元の配付資料の確認をさせていただきたいと思います。上から順に議事次第、座席表、委員名簿、それから資料が、資料1-1、1-2、それから1-2の別紙、A3判の地図でございます。それから、資料2-1、2-2というセットになってございます。もし不足等ございましたらお申し出いただければと思います。また、前回、第1回目の会合の議事録を配付させていただいております。この議事録につきましては、皆様方から内容を確認いただいておりますが、国土交通省のホームページで公開させていただく予定でございます。

初めに当たりまして、ご都合により前回の会議をご欠席されまして、本日まで出席いただいております委員のご紹介をさせていただきます。株式会社読売新聞東京本社執行役員制作局長でいらっしゃいます佐藤三千男委員でございます。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【石川国土調査課長】 なお、本日、若松委員におかれましては、ご都合によりましてご欠席という連絡をいただいております。また、愛知県の三好町長でいらっしゃいます久野委員につきましては、ご出席の連絡をいただいておりますけれども、おくれられているということでございます。また、事務局のほうで、土地・水資源局で4月1日付で土地市場課長の異動がございました。紹介させていただきます。土地市場課長の田村でございます。

【田村土地市場課長】 田村でございます。よろしくお願いいたします。

【石川国土調査課長】 それでは、これ以降の議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。清水委員長、よろしくお願いいたします。

【清水委員長】 承知しました。それでは、第2回の小委員会を開催したいと思います。よろしく願いいたします。

皆様方のお手元の議事次第に沿って進行してまいりたいと思います。最初の議題は土地分類調査についてということでございます。石川課長さんのほうからまず説明をお願いいたします。

【石川国土調査課長】 ただいま久野委員が見えましたので、ご紹介いたします。

【久野委員】 済みません、おくれました。久野でございます。

【石川国土調査課長】 それでは、資料1-1、土地分類調査の概要について説明をします。

1枚めくっていただきまして、土地分類調査につきましては、国土調査の一環として行われているわけでございますけれども、国土調査法の第2条に定義がございまして、その中で書かれていることがございます。1ページの上のほうにあります。土地の利用現況、土性その他の土じょうの物理的及び化学的性質、浸食の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行うことによって、土地をその利用の可能性により分類するものということでございます。

具体的には、下のほうに事例を書いておりますけれども、例えば、地形分類図というものがございまして、どのような地形をしているかということでございます。山地とか台地、低地等々。これを分類して表示しているものでございます。また、表層の地質図。岩石の分布とか性状・地質構造等を示したもの。また、土じょう図です。特に土地の生産力について土じょうを分類して表示しているようなものでございます。それから、土地利用の現況について、あるいは土地生産力について等級区分に分けて、これを示しているというようなものが土地分類調査の成果としてございます。

2ページをごらんいただきますと、これは5万分の1の都道府県土地分類基本調査というのがございまして、この中でつくられておる各図の事例でございます。こういうふうな色分けをして、地形の分類の状況とか、表層地質の分布の状況等々を示しているものでございます。

次の3ページをごらんいただきますと、3ページは現在実施しております土地分類調査の概要について示しております。実施主体としましては、国が直接作成するもの、あるいは都道府県、市町村が作成するものとございます。一番上の土地保全基本調査につきましては、国が直接実施しているものでございまして、縮尺で言いますと20万分の1のもの

です。中身は都道府県単位で自然条件とか土地利用・植生現況、災害の履歴等の地図を作成しているものでございまして、昭和52年からこれまで作成しておりまして、ほぼ全国、各県で整備が完了しておる。21年度には全体が終了する予定でございます。

それから次の、都道府県が行います5万分の1の土地分類基本調査というものがございまして。中身は先ほど事例でございましていただいたようなものでございまして、これにつきましては、既に43都府県で整備が終わっておりまして、一部、北海道、福島県、新潟県、長野県の一部ではまだ未整備という状況でございます。

それから下が、市町村で作成します土地分類調査。縮尺で言いますと2,500分の1から1万分の1程度のものということでございまして、都道府県をつくるような図のさらに詳細な地形分類図とか表層地質図、土壌図等々を作成するものでございまして。これにつきましては、現在では151市町村で整備がされているような状況でございます。

一番下が、国が直接行っているもので垂直調査というものでございまして。過去に行われましたボーリングデータを集めまして、東西、南北方向で2キロメートル間隔で地質の断面図を作成しております。対象としますのが三大都市圏の全域、それから政令指定都市を対象としてこれまで整備が進められておりまして、平成21年度は静岡市、浜松市の整備を予定しておりまして、政令指定都市につきましてもほぼ整備が終わる状況でございます。

このほかに土地分類調査では、国が既に50万分の1の基本調査、あるいは20万分の1の基本調査というものを実施しておりますけれども、こういうものは整備が終わっているという状況でございます。

4ページですが、土地分類調査の効果はどういうものかということですが、土地についての利用の現況とか、自然的条件、生産力等の基礎資料が整備されておりますので、これを活用いただいて、地方公共団体等で土地利用計画を策定したり、あるいは地域の防災対策等に活用していただいております。また、特に先ほどご説明しました垂直調査等については、都市地域の地盤構造を広範囲に明らかにする。これによって、例えば地下鉄の建設等、適切な地下利用、地盤対策等に貢献しておるということでございます。

個別の活用事例ということで、その下のほうに5つほど挙げてございまして。市町村におきましては、総合振興計画の策定とか、あるいは沖縄県では、特に赤土の流出防止というようなことで、観光・リゾート施設整備計画の環境への影響を把握する際に活用していただいております。静岡県では地域防災計画の策定等に活用、等々でございます。

今後の土地分類調査の課題ということですが、土地利用計画の策定とか防災対策に有効

な情報であるということですが、その利用は行政の目的、あるいは一部の研究者等々、専門家の方に限られている。強いて課題と申し上げますと、広く国民が利用できるような形に工夫していく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

以上が土地分類調査の概要ということでございます。

それから続きまして、土地の安全性に関する調査ということで、資料1 - 2を説明させていただきます。土地の安全性に関する調査ということで、国交省としましては、これは今後の土地分類調査の新しい、国民のニーズがあるということで考えているものがございます。

どういうものかということで、1ページの中ほどに書いてございますけれども、土地の安全性に配慮した適切な土地利用、いわゆる安全な土地利用の推進を図るために、まず土地がもともとどういう形をしていたか、もともとの自然地形に関する情報と、その後人工的に改変されているところがあるわけですが、そういう土地の改変の履歴についての情報、さらには災害の履歴、その土地が過去にどういう自然災害を受けてきたか、そういう災害履歴についての情報をできるだけわかりやすい形で整備しまして、土地の安全性についての情報ということで、一般国民の方、あるいは関係者に提供していこうというものでございます。

こういう調査が必要と考えます社会的な背景ということで上に整理してございます。1つには、近年局地的な集中豪雨、あるいは大規模な地震災害が多発しておりまして、国民の方々に土地の安全性についての意識が非常に高まっておりまして、状況がでございます。また、災害によりまず被害の状況を見ますと、例えば、もともと谷の地形、沢が流れていた、そういう地形であったところが盛土されまして、宅地等に開発されてきている。そういうところがその後に地震が起きたり、あるいは豪雨災害によりまして、盛土が崩壊して建物被害等が生じているという例がでございます。あるいは、昔は河川であったところがその後に洪水等で河道が変わりまして、旧河道として残った部分がその後に陸地化といいますが、宅地等で活用されている。そういうところがその後に豪雨があったときに浸水被害に遭う事例も見られておることでございます。こういうことにつきまして、いわゆる過去からの土地の改変状況というものを十分に理解しないままに、必要な対策がとられないで、土地利用が進められた結果、災害によって被害が生じたという事例が見られているということがございます。

こういう災害によりまず被害をできるだけ軽減、減災ということを言っておりますけれ

ども、そのためには、上のほうにあります、ハードとソフトの両面から効果的な対策をとっていくことが求められているということでございます。

また一方で、200年住宅というようなことがございますけれども、施設の長寿命化、できるだけ長持ちさせていくということを目指していく、成熟社会に見合った、中長期的に見た安全な資産の形成ということが大きな課題になっているかと思えます。さらには、人口減少社会ということで、土地利用の面から見ますと、土地の供給、使い方の面ではゆとりが生じていくのではないかということが見込まれてございます。

このような背景から、土地の安全性についての調査を行いまして、今後新たに土地を利用するという方に対して、安全な土地利用の推進ということを図っていきたいというものでございます。この調査によります効果ということで、下に出てございますけれども、土地の安全性に配慮した土地の取引、適正な土地利用への転換、あるいは、安全・安心な生活環境の形成、災害による被害の軽減、土地分類調査成果を活用したハザードマップ等の既存情報の精度向上ということが図られるのではないかと考えております。これによりまして、広く国民のニーズに対応していこうというものでございます。

2ページ目では、具体的に調査のためにどういうことをやるかということですが、調査では大きく3種類の情報を整備していこうというふうに考えてございます。真ん中辺に丸い色がついているところがありますが、まず1つ目が、土地の状況変遷情報。土地の元来の地形であります自然地形の状況を表す自然地形分類図。それから、その後現在までの土地の人工的な改変状況を表す人工地形分類図。それから、過去から現在までの土地利用の状況を表す土地利用分類図。こういうものをこの調査によりまして整備していこうと考えております。

それから2つ目が、この下にあります災害履歴情報。地震とか水害など災害別の履歴図、あるいは災害の年表、さらには関連します災害リファレンス情報と書いてありますが、そういうものを合わせて整備していくことを考えてございます。

それから右側にあります解説情報。これは、ただいま申し上げた2つの情報について、これをどのように利活用するか手引きになるような情報、あるいは評価方法の例示について整備したいというふうに考えてございます。

これらの情報整備をするに当たりましては、この周辺に書いてございます、左側には既存の情報としまして、米軍等により過去に撮られました空中写真とか、あるいは、旧版の地形図。明治期以降につくられてございますけれども、こういう旧版地形図とか国土地理

院によります基盤地図情報というものを背景の情報としまして活用したいと考えてございます。また、主題情報としまして、これまで土地分類調査の中で整備されてきた成果も活用するというふうに考えてございます。

それから右側のほうには、提供の手法ということで、1つにはWebGISによります主題地図情報の提供ということで、インターネットを用いてだれでもこういう情報を見ることができるような仕組み。それから地理空間情報のマスターデータファイルとしまして、さらに活用していただけるような、そういう形での提供を考えてございます。あとは、冊子等での、ドキュメント情報としての提供というものも考えてございます。

それから3ページでございますが、これは具体的に、それぞれ自然地形分類図、人工地形分類図、土地利用分類図ということで、これらが土地状況変遷情報ということでございますが、あとそれに加えて自然災害の履歴情報と、それぞれ地図の形で整備しまして、これを利用目的に応じて、重ね合わせて活用していただくというものでございます。

具体には、資料1-2別紙のA3判のほうをごらんいただきたいと思います。別紙の資料です。これにつきましては、国土交通省で平成19年から20年にかけて、土地の安全性に関する調査のモデル的な調査ということで、試行的につくったものでございます。仙台市を対象としまして、先ほどご説明しました土地状況の変遷情報とか災害履歴図等についてつくってみたものでございます。

1枚目が自然地形分類図と人工地形分類図を重ねてわかることというふうに書いてございます。この絵の左の下の方に自然地形分類図。これが元地形をあらわすものでございます。これをつくるに当たりましては、明治期につくられました旧版地形図を活用しまして、当時の、ここで色分けがされておりますのは、凡例に書いてございますが、地形が丘陵地とか台地、氾濫平野等々ということで色分けしてございまして、その背景に書かれておりますのは現在の地形図。市街地になっているところは現時点での地形図でございます。それに当時の地形分類を重ねて表示しておるというものでございます。

それからその上のほうに書いてありますのが、人工地形分類図。現在までにどのような改変がされてきたか。改変といいますのは、いわゆる盛土とか切土で造成が行われるわけですが、凡例で言いますと、横線で、縞線が表示されておりますのは、切り盛りを行うことによって平坦地化されたところ。これが横線であらわされております。それから斜線であらわされておりますのが、低地で盛土によって造成されたところでございます。

この2つを重ね合わせることにによりまして、どういう情報が得られるかということで、

右のほうの図ができておるわけでございます。背景には現在の地形図が書かれておるとい  
うことでございます。例えば、A、B、Cと分かれています、A地区では、広瀬川によ  
りまして形成されました河岸段丘、台地でございますけれども、ここについては盛土とか  
切土については過去に行われていない。河岸段丘の地形がそのまま現在に至って市街地化  
されておるといことでございます。

同様にB地区につきましては、もともと水田として利用されており、低湿な沖積平野で  
ありましたが、そこが一部盛土されて宅地が造成されてきている。例えばそのような  
情報を得ることができるということでございます。それが1枚目の情報でございます。

それから2ページ目をごらんいただきたいと思ひます。2ページ目には、明治時代の約  
100年前の土地利用分類図と、それから約50年前の昭和39年ごろの土地利用分類図、  
左側に上下書いてございまして、これを重ね合わせることによってどういうことがわかる  
かということでございます。特に建物が密集しております市街地の状況につきまして、赤  
色、あるいは薄い赤色で表示されておまして、右側のほうで重ね合わせた結果、赤く塗  
ってあるところが明治時代、100年前から市街地化されていたところ。薄赤で示されて  
おりますのは、昭和39年当時には市街地になっていたところ。さらには、その後市街地  
化されているところがおわかりになるかと思ひます。そういう情報がわかるということ  
でございます。

それから3枚目でございますが、災害履歴図で水害の事例でございます。平成6年9月  
に仙台市中心に豪雨災害がございまして、このときの浸水区域がどういうところであつた  
か。斜線が引かれている区域が示されております。主には水田地帯が中心だったわけ  
ですけれども、背景図の現在市街地になっているようなところでも一部、平成6年の豪雨災害  
のときには浸水被害を受けていたところがあるということがおわかりになるかと思ひます。  
こういう災害の履歴図につきましても整備してはどうかというふうに考えてござい  
ます。

4枚目でございますが、地図情報ばかりではなくて、4ページの左側には過去の仙台市  
周辺に被害を及ぼした地震災害につきまして、年表の形式で整理する。それから、そう  
いう災害についての関連文献につきましても、災害リファレンス情報という形で整理す  
ることを考えてございまして、さらには、関係機関で、特に防災、災害関係機関がホーム  
ページ等を開設しておりますので、主要サイトへのリンク情報をこの中で提供しては  
どうかというふうに考えてございまして、こういうものをごらんいただくことにより  
まして、利用する方が、必要な情報をこの中からその利用に応じて選んでいただけ  
るという形で整備するこ

とを考えております。

以上が、これまでのモデル的な調査の結果でございます。また資料1 - 2に戻っていただきまして、4ページでございます。こういう情報についてどういうニーズがあるかということで、一般国民の方、特にこれから土地を購入されようとする方、あるいは賃借をされようとする方を対象にアンケートをとっております。さらには不動産仲介業者の方にもこういう情報についてニーズがあるかどうかということで調査を行っております。

5ページをごらんいただきたいと思いますが、まず一般国民の方で、今後不動産購入とか賃借を希望されている方に、実際に先ほどごらんいただいたような、この調査の成果図のイメージをごらんいただきながらアンケート調査を行ったものでございます。下のほうにあります、土地の自然災害に対する安全性に関する情報が必要と思うかということで聞きますと、88%の方は必要というふうにお答えいただいております。右側ですけれども、土地の安全性についての情報が整備されまして、インターネットなどで広く情報公開されるようになった場合にどのようになると思われますかということでございますけれども、回答の多いほうから、こういう適切な情報公開が進むことから消費者の不安感が減少するだろう、あるいは、消費者が納得した上で不動産取引を行うことから取引についてのトラブルが減少していくであろう、取引の透明性が高まるだろう等、肯定的な意見の方が、6割か7割ぐらいいらっしゃいました。また、その下のほうには、こういう情報が出ますと資産価値に影響が出るのではないかと、あるいは利用者が情報のとり方によっては誤った認識を持つのではないかとというような、心配されるような意見も片方ではいただいております。

それから次の6ページでございますが、不動産の仲介業者、宅地建物取引業者の方に同じようにアンケートをしてございます。新潟県と東京都の145社の業者の方を対象にアンケート調査を行っておりまして、1つ目は、土地の安全性についての情報が整備され、インターネットなどで無償入手できるようになった場合に利用しますかと。これはほとんどの業者さんが利用する、9割以上の方からそういう回答をいただいております。それから右側では、こういう土地の安全性についての情報をどのような場面で利用しますかという問いかけに対しましては、2つございますけれども、1つには、仲介予定物件を評価する判断材料として使うことができるのではないかと。またもう1つは、顧客に物件を紹介する際の説明材料として使えるのではないかとというご意見を多くの方からいただいております。



また、4ページのほうに戻っていただきたいと思いますが、もう1つ、開発事業者の方にはヒアリング調査ということで何社かのところにヒアリングしているわけですが、土地の安全性の情報について、顧客の関心が高まればこうした情報をセールスポイントにすることも考えられるというご意見をいただいております。また、宅地等を販売する際に、顧客に対して地域の安全性を証明する資料として利用できる。あるいは、盛土切土が年代別に区分されているということで、土地購入時の判断材料にも利用できるだろうというご意見をいただいているということでございます。

こういう調査によりまして、土地の安全性についての情報の利用ニーズというものも一定程度あるというふうに把握しているところでございます。

以上、土地の安全性に関する調査の説明をさせていただきました。

【清水委員長】 土地分類調査、あるいはそれに関連する調査の、近年、そして現在の取組状況についての説明でございました。ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。どのような観点からでも結構でございます。よろしくお願いいたします。どうぞ。

【阿子島委員】 阿子島です。土地分類に多年かかわっていたこともありますので、幾つかお話ししたいと思います。最初に資料1-1の4の効果のところですが、これによろしいと思いますが、実は隠れた効果がありましたので、お話ししておきたいと思います。かつて開発華やかなりしころ、環境アセスメントが必要になって、そのときに地形、地質、土壤、こういったものを必ず調べることになっていまして、そのための既存資料としてこれが全国あまねく使われたのではないかと思います。しかもただ使われていますから、それで目立たないのではないかなと思います。

国土調査土地分類は確かに一般の方にはなかなかなじみはないだろうと思います。洪水ハザードマップとか、火山とか、活断層マップというところも一般の方にも興味がありますけれども、土地分類図は基礎資料なものですから、なかなか使っただけなかったのは事実です。丁寧なマニュアル本も作られていたが。

さて、2ページの上から3行目にあります1/50,000、土地分類基本調査ですが、これをつくるのに、実は40年ぐらいかかってここまでできてきたということで、経済企画庁、国土庁、国土交通省とずっと引き続いて40年以上かけてこれが9割ぐらいできたのでしょうか。このペースで行きますと、ここ10年の計画の中でどのぐらいやるんだというめどを立てておかないと、10年たっても終わらないのではないかなという感じが

たします。

それからその下に土地分類調査、細部調査というのがあります。平成12年ごろの、この会の1つ前のころの資料をもっていますが、補助率も非常によかったです。中身も決して意味のないことではない、役に立つと思うんですが、なかなか手を挙げる市町村がなかったという状態で、ここ10年で幾つできたのかという経過を明らかにしておいたほうがよろしいかと思います。さらに、ここ数年は国庫補助が切られております。ですから、市町村で勝手におやりなさいという形になっていますので、これは死んだと同じ状態ではないかと思えます。ここ10年の間でどうするかということの計画が必要と思えます。

まず前段、過去のことについてお話ししました。

【清水委員長】 ありがとうございます。石川さん、何かコメントございますか。

【石川国土調査課長】 ただいま阿子島委員から、土地分類調査についての過去に環境アセスメント等の際にもかなり活用されたお話もいただきました。現在この土地分類調査の都道府県の5万分の1等につきましては、すべて国土交通省のホームページでございまして、最近でもアクセス数を一応把握しておりますけれども、1カ月で1万件ぐらいのアクセスがあるというような情報がありまして、どなたが見ているかというところまでは把握できないんですけれども、活用はされているというふうに考えてございます。

それから、あと、整備の状況で、5万分の1の土地分類基本調査につきまして、この資料の3ページにもございますけれども、まだ一部の県で整っていないということがございます。これにつきましては、引き続いて、県が事業主体でやっていただいておりますので、県ともよく調整させていただきながら、さらに早く完了するように進めていきたいと思っております。

それから、先ほどありましたように、実は、この土地分類調査につきまして、以前は2分の1の国の補助があったわけですがけれども、三位一体改革のときに補助金の見直し等がありまして、平成17年度から国の補助が打ち切られているという状況がございます。ただ、調査の成果につきましては、先ほどもご紹介しましたけれども、県にしましても、市町村にしましても、それぞれいろいろな利用の形があるということで、私どもとしましては、引き継いで、まずこういう調査の仕方について市町村で、そういうご要望のあるところについては調査をやっていっていただきたい。そういう働きかけについても力を入れていきたいと思っております。

【藤田国土調査企画官】 過去のデータでございますけれども、ちょっと正確なものを今持ち合わせておりませんが、5次計画で面積にしまして1,605平方キロほど、自治体数ですと15公共団体程度だったというふうに把握してございます。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。

【阿子島委員】 細部調査については、過去10年で(旧市町村単位で)15ということですね。だからほとんどやられていないに等しいという感じがいたします。せっかくのよいことなのですが、補助金がなければ、絶対にこれは死にます。いいことだからおやりなさいといっても、なかなか市町村単独でできることではないのではないかなという感想を持っております。

【清水委員長】 では、またそういう観点からもぜひ検討をお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。「安全性に関する調査」は、不動産関連とかにも大分影響が出そうということで、今回アンケートとかもしていただきましたようですが、そういう観点からのご意見でも結構ですし、何かございませんでしょうか。どうぞ、お願いします。

【阿子島委員】 この「土地の安全性に関する調査」ですが、縮尺が、多分2万5,000分の1か5万分の1でつくることになります。前の国土調査もそうですが、国土全体を覆うのに5万分の1で約1,000枚、2万5,000分の1で約4,000枚になります。5万分の1の土地分類図を1枚つくるのに1年ぐらいはかかっている、最近ペース落ちて、印刷までに二、三年かかっているケースもあります。

ですから、これは非常にいいことなんです、なかなか大変な仕事なので、重点的にでもよいし、あるいは10年間でどこまでやろうというめどが立っているとよろしいかと思えます。

【清水委員長】 ありがとうございます。何かございますか。

【石川国土調査課長】 土地の安全性調査につきまして、先ほど申し上げましたが、これまで19年、20年とモデル的、試験的な調査をやってまいりましたけれども、今後こういうものが確かに必要ということでお認めいただければ、さらにしっかりした調査の手法について、国として仕上げていく必要があるかと思えますので、当面、国でまずは直接的にそういう重要な部分についてつくっていったらどうかというふうに考えてございます。

その後は当然自治体でつくっていただくということも考えられると思えますけれども、そういうものにつきましては、またそういう手法の確立された段階、あるいはそれに至るまでの間に地方ともいろいろな形で調整させていただきたいというふうに思っております。

【清水委員長】 今日の仙台の例の紹介というのは、資料1 - 2の安全性調査のほうの2ページの背景情報で、空中写真、旧版地形図、筆界情報、いろいろ使って提供していくというもののモデル事業の例ということですよ。

【石川国土調査課長】 はい。

【清水委員長】 ですから、今後これを踏まえて仙台以外にどういう都市で、あるいは地域でやっていくか、どういう形で公開していくかというのを決めていくということですね。

具体的に今、お考えとしては仙台以外にどういう地域に、全国全部は無理だというのは想像つきますが、どのような地域をターゲットにして、WebGISですとか、提供の仕方、何年をめどにどういうことを想定されているかというのをちょっとご紹介いただけますか。予算次第ということもございますでしょうけれども。

【藤田国土調査企画官】 ただいまのご質問でございますけれども、委員長おっしゃるとおり、予算次第の部分もございますけれども、当面は、やはりこういう情報は土地が人工に改変された地域を中心にやっていくべきものでございまして、とりあえずは、やはり人が住んでいるところというのはかなり改変も進んでおりますので、DIDみたいなところを中心に、予算の範囲も勘案しながら、やれるところからやっていこうということでのところ考えてございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。お願いいたします。

【久野委員】 1ついいですか。おくれて来まして申しわけございません。第1回のときも都合で欠席いたしまして、また今回遅参ということで、全体の流れに乗っていけない部分があるんですけれども、今の土地の安全性に関する調査ということをやっていたくというのは大変素晴らしいことだと思うんですけれども、質問のピントがずれるかもしれませんが、モデル的に国がやっていただくということですか。安全性に関する調査ということの説明を受けたわけですが、こういったものは地域がやってほしいという、手を挙げてやってもらうものなのか、その辺はどういうことですか。

【石川国土調査課長】 先ほど申し上げましたけれども、まず国で具体の調査の、今モデル的な形ではつくっておりますけれども、これをさらに、国土調査の一環として行いますためには作業の基準というものをつくっていく必要があるんですが、そういうものをつくるための調査をまず国で先行してやってみる。そういうものができ上がったら、それを

踏まえて、やはり自治体、県、市町村等でこういう形の調査を進めていただくということもあるかと思いますので、その辺はその上でまた関係のところと協議、調整をしていきたいというふうに思っております。

ですから、当面は基準づくりのための調査を国でやっていってはどうかというふうに考えています。

【久野委員】 では、かなり時間がかかるわけですね。その基準づくりのための調査というのは、モデル的にやって、そういうものを発表して。

【藤田国土調査企画官】 あくまでこれは参考でございますので、まだこれで決まりということではないんですけれども、過去に全国で都道府県で整備していただいた土地分類調査においても、最初の10年間ぐらいは国直轄でモデル調査みたいな形でやらせていただいて、その後仕組みづくりがある程度進んだところで自治体でやっていただいているというような事例もございますので、とりあえずのイメージとしますと、数年間は国直轄でモデル的にやらせていただいて、その上でということになるかと思っております。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。

【久野委員】 はい。

【清水委員長】 ありがとうございます。

それでは、特にございませんようですので、次の議題に入りたいと思います。2番目の議題は地籍調査についてということでございます。これも石川課長さんのほうから資料の説明をお願いいたします。

【石川国土調査課長】 それでは、資料2-1と2-2で説明させていただきたいと思っております。

初めに資料2-1でございます。前回、第1回の委員会でいろいろご指摘いただきまして、それについてどう対応するかということで、資料2-1の1ページに整理してございます。主なご指摘内容ということで左側のほうに整理してございます。1つには、今後の対応策を検討する前提としまして、第5次十箇年計画での取り組みとか達成状況をどう評価しているのかというご指摘でございました。また、これまでの十箇年計画では優先順位をつけて地籍調査を実施してきたのかという過去の、これまでの評価というものがございます。これにつきましては、この後、この資料の2ページ以降でご説明したいと思います。それから、計画は三～五年で見直していく必要があるのではないかというご指摘がございました。これにつきましては、今度の十箇年計画につきましては、途中段階で見直す方向

で検討させていただきたいというふうに考えております。

次の、都市部で官民の境界情報を整備する手法について、法令への位置づけを考えるべきではないかというご指摘につきましては、法令上位置づける方向で、関係機関等と調整してまいりたいと考えてございます。その下のほうですが、山村部の地籍調査の推進のためには、作業コストの軽減が重要ではないかというご指摘、また、所在不明者の取り扱いについて、登記所との協議や一定の要件などについて検討を行っていく必要がある。さらには、基準点の適切な設置・管理を行うことが重要ではないかというご指摘ございました。これにつきましては、資料2 - 2で今後の方向性という中で説明させていただきたいと思っております。

あと、公共事業連携等は実のある形で進めるべきではないか。これにつきましては、この資料のあとのほうで説明させていただきます。最後に、個人情報の取り扱いについて明確にすべきではないかというご指摘がありましたが、これにつきましては、ご指摘を踏まえまして、特に個人情報の取り扱いについて、判断基準となるような資料を作成、提供していく方向で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、ご指摘の内容と対応の方向ということでございます。

2ページから説明させていただきますが、2ページには、第5次十箇年計画の達成状況ということで、この図につきましては、前回、第1回するときにも説明させていただきました。第4次十箇年計画の終了時で、平成11年度末ですが、進捗率で43%という状況でございました。これに対しまして、第5次の十箇年計画では、地籍調査について、3万4,000平方キロを計画してございます。これがすべて達成されれば、進捗率で55%に行くという計画でございます。下のほうの実施状況では、19年度末でございますが、1万3,279平方キロということでございます。このペースで行きますと、第5次十箇年計画終了時平成21年度末の推計では、進捗率にしますと49%の見込みであります。また、十箇年計画の計画量そのものに対する達成率、これも同じく49%という推計になってございます。

それで、3ページにまいります。第5次の十箇年計画の実施に当たりまして、その当時新たに盛り込まれた施策を整理しております。一番上でございますが、一筆地調査におきます外注化を新たに取り入れたところでございます。土地家屋調査士とか、土地改良換地士、土地区画整理士などの民間専門技術者を活用して一筆地調査を実施するという仕組みを新たに取り入れてございます。

それから2番目ですが、一筆地調査におきます境界確認手続の弾力化。これは立ち会いが原則でありますけれども、これが得られないことについて、相当の理由がある場合には、客観的な資料を用いて作成する筆界案を送付することなどで筆界を確認する手法を新たに導入したということでございます。あと、都市部での集中的な調査とか、あるいは、宅地開発事業等の民間測量成果を活用して、効率的な調査を行うという仕組みも新たに、この第5次十箇年計画の実施に当たって導入してきたところでございます。

4ページでございますが、ここには一筆地調査の現在の外注の状況について、左側に整理してございます。ここでは平成20年度の実施状況でございますけれども、平成20年度に全国で1,022地区で調査を行っています。そのうちの、外側になりますけれども、58%の地区で一筆地調査の外注化が行われております。都市部について見ますと、内側にありますが、81%の地区で外注化が取り入れられているということでございます。あと右側ですが、市町村の地籍調査に従事されている専任職員の数の推移ということで、平成9年度には全国で3,607名の方が専任職員として従事されておりましたけれども、近年では、約2,500人から2,600人ぐらいというような、大分減ってきている状況でございます。これにつきましては、外注化が行われるようなことで、作業は軽減されているということもあるかと思いますが、一方では、市町村での行政改革などによって担当職員の方が減っている。平成9年度と平成19年度の一市町村当たりの専任職員の数では、3.6人だったところが2.2人まで、約6割ぐらいまで減ってきているというデータがございます。

それから5ページにまいります。筆界案によります境界確認がどのような状況になっているかということでございます。下の左側にありますけれども、平成19年度の実績としまして、筆界案を作成しました筆数が全国で約2万4,000筆でございます。地籍調査の対象になりましたのが、全国で約60万筆ございまして、そのうち2万4,000筆で筆界案を作成してございます。その筆界案によりまして確認の得られた筆というのが、そのうちの35%、約3分の1強が筆界案によって確認がされたというものでございます。それから右側ですが、筆界案を作成したときに、いろいろな客観的な資料を用いているわけですが、それぞれの用いられた資料ごとで確認の得られた割合がどのくらいであったかということ整理しております。

1番目の地積測量図を用いた場合には78%のケースで確認が得られておる。2番目の当該筆の位置、形状、周辺地との関係に矛盾のない既存資料。これはいわゆる公図そのも

のとか、あと、土地改良の図とか、区画整理のときにつくられた図等々がございますけれども、こういうものを用いた場合には90%で確認が得られておる。また、現地精通者の証言の場合には77%、そういう状況で確認が実際にとられているということでございませぬ。

それから次の6ページにまいります、過去の十箇年計画での地帯別の達成の状況ということで整理しております。第4次計画の際と第5次計画での実績について比較してございませぬ。実績全体で行きますと、一番右側に第5次の、21年度末にどうなるかということで推計で出してありますけれども、これと第4次の実績の比率で行きますと、全体では、合計欄にあります75%。要するに第4次計画で実施しました地籍調査の全体面積に対して、第5次計画では、面積としては75%の実績になるわけですけれども、地帯別でござらんいただきますと、都市部、D I Dについては113%ということで、第5次計画の中では、先ほど申し上げましたけれども、計画の当初時点で、都市部への集中的な調査の実施についてもいろいろ政策を入れておりますので、具体的に効果が表われているかなというふうに考えております。あと、宅地、農用地、林地につきましては、それぞれ80%、67%、77%というような状況でございませぬ。

次の7ページをござらんいただきたいと思ひます。これも第1回のときにもご説明しましたが、平成16年度から3年間、18年度にかけまして、都市再生街区基本調査というものを国直轄でD I Dを対象にしまして、地籍調査のための基礎的な情報整備を行っているということでございませぬ。どんなことを行ったかということですが、D I Dについて、地籍調査未了のところに対しては測量のための基準点、街区基準点を高密度、約200メートル間隔で、全国のD I Dについてすべて設置しております。それから、公図の街区の四隅に当たるような点の位置について把握しておる。それから、法務局のD I Dの公図についてすべて数値化しておる。さらには、都市部での公図と現況はどのくらいずれているかについても把握し、公表しているところでございませぬ。さらに19年度からは、下にございませぬけれども、特に密集市街地とか中心市街地など、国として重点的な対応をしていく必要があるところについて、街区の四隅点ばかりではなくて外周についても国直轄で位置についての基礎情報を整備しておるということでございませぬ。これが土地活用促進調査でございませぬ。

それから次の8ページでございませぬが、特に都市部での調査がどう進んできているかということで、整理しておりますが、東京都と大阪府で第5次計画に入る前の実施状況と2



1年度の実施状況ということで、左にあります。青で塗ってあるのは東京都。実施市区町村数で13であったのが33まで、東京都では増えている。2.5倍です。また、大阪府のほうでは2であったのが10市町まで増えているという状況がございます。それから下の表のほうには、全国の政令指定都市と東京23区について見た場合に、同じく平成11年度から21年度まで、実施中の市区数でいいますと、10であったのが32まで、3倍程度になっているという状況があります。

それから9ページにまいりますが、民間測量成果の地籍調査への活用ということで、国土調査法に基づきまして、国土調査以外の測量とか調査の結果であっても、国土調査と同等の精度あるいは正確さを持つものについては、そういう申請をされ、それが認められれば国土調査の成果と同一の効果があるというふうに指定される制度がございます。これが第19条5項指定ということでございます。この成果については、地籍調査の進捗の中に合わせてカウントされるということでございます。11年度末から20年度末までの指定の状況ですが、面積にしますと、全国で約3,000平方キロの指定がございました。年間当たりですと、約333平方キロというということで、先ほどもありましたけれども、第5次計画になりまして、年間平均で約1,600平方キロの進捗があるわけですが、そのうちの約330平方キロを19条5項指定の成果が占めているという状況でございます。

それから下のほうですが、極めて精度の高い公図について14条地図化の作業がございます。都市再生街区基本調査で現況と公図がどのくらいずれているかを調査しましたけれども、その中で非常に精度の高い公図があるということがわかっておりまして、こういうところにつきましては地籍調査に入るのではなくて、机上の簡易な補正の作業によって14条地図化を行いました。この結果、今現在では43.2平方キロについては、14条地図、正式地図として登記所に送られているということでございます。

それから右側には、民間でつくられ登記所に出される地積測量図につきましては、平成17年に不動産登記規則が改正されまして、近傍に公共的な基準点がある場合には、それに基づいた座標値を入れるという制度がつくられておりますので、こういう精度の高い地積測量図については、その成果が地籍調査の中に反映されるという仕組みができておるということでございます。

次の10ページからは、調査の実施に当たりましてどういう問題点があるかということで、市町村を対象にアンケートを行っております。左側は調査実施中の市町村、521市町村を対象に、地籍調査をやるに当たってどういうところが問題と思うかということで

ざいますけれども、凡例のほうにあります、一番多いのは住民の土地に対する権利意識が強く、調査が困難だというのが39%ございました。また、次に多いのは、住民の地籍調査に対する理解が不足、無関心というもので、合わせますと約7割が住民の意識の問題、あるいは理解不足の問題ということをご指摘してございます。その他、事務手続が煩雑とか首長さん、あるいは幹部の方の理解不足というようなご意見もあります。右側には、休止中の市町村の休止理由ということで、同様の調査を行いました、やはり住民の土地に対する権利意識が強く、調査が難しいというご意見とか、住民の理解不足ということで、8割の市町村でそういうご意見をいただいているところでございます。こういうことから、やはり地籍調査について、住民の方の意識の問題ということがあり、これが原因でなかなか進みにくいということも、こういうアンケート調査結果からわかるかと思えます。

次の11ページでございますが、これは個人の方を対象にしましたアンケートの結果でございます。特に土地を持っておられる方です。設問の順で行きますと、左上で、まず所有されている土地の境界は明らかだと思いますかという問には、92%の方が明らかになっていると答えられております。ただ、隣でございますが、登記所にある土地の登記簿とか地図を見たことがあるかという問には、あるという方が58%でございます。見たことがないという方が4割でございます。地籍調査が済んでいますかということについては、済んでいると答えられた方が28%、未実施という方が26%、わからないという方がやはり4割ぐらいおられたということでございます。

さらには、登記所にある情報の半分は明治時代の地図をもとに作成されているということについては、知っている方は22%ぐらい。ほとんど、77%の方は知らないということでございます。ということをお聞きした上で、土地の境界が明らかでないとしたらどう思いますかということには、やはり不安という答えは86%の方が答えられているということでございます。

こういうことから、通常、ふだんは自分の土地の境界についてはっきりしているというふうに思っておられるんですけども、内容を詳しく聞いていきますと、必ずしもそういう根拠がはっきりしない。登記所の情報等については詳しく知らない。地籍調査についても知らない方が多いという結果が得られております。

それから12ページに、再び市町村を対象にしたアンケートでございますが、調査を実施しております市町村がどういうきっかけで調査を始めたかということで聞いております。黄色で塗ってあるところは国や都道府県からの働きかけによる。一番左の実施中の市町村

ではこれが半分。それから、次に多かったのが住民からの要望による。これが4分の1近く、23%の市町村では住民からの要望があったということがきっかけになっているということでございます。その他首長さんからの指示というものもございます。

真ん中は、調査を今休止している市町村で、過去に調査を始めたときの、やはり着手した理由について。これも一番多かったのは国、都道府県からの働きかけというのが6割を占めていまして、その次に多いのが住民からの要望というところが14%ございます。一番右が未着手、まだ調査をやっていないところの市町村でも、これまで調査の実施について検討されているところで、検討をなぜ行ったかという理由を伺ったところ、62%は国や都道府県からの働きかけがあったから。住民からの要望というのは4%ぐらいでございます。その他、首長さんからの指示等があります。

こういう調査結果から、国とか都道府県から地籍調査の着手について働きかけを行っており、それがきっかけとしては大きかったわけですが、それに続きまして、住民からの要望があって、調査が始まったというところも、実施中のところでは4分の1近くあった。やはり住民の方の意識が高まるということが、調査着手の1つの決め手になるのではないかというふうに考えられると思います。

次の13ページでございます。第5次の計画が進捗しなかった要因ということで整理してございますけれども、まず、地籍調査の対象地域がより都市部に移行しているということが1つあるかと思えます。それから、住民の土地に対する権利意識が強くて、調査の実施そのものが難しいということがあるかと思えます。次も同様ですけれども、調査について、住民の方の認識が低いという問題がございます。4つ目としては、実施主体であります市町村等での予算とか体制の確保が難しい状況にある。そういうことが複合的に絡みましてなかなか進捗しなかったということではないかと考えてございます。

今後の方向性としまして、やはり住民の方の地籍調査に対する意識の醸成というものが非常に重要ということが1つあると思えます。それから、実施主体であります市町村が取り組みやすい仕組みをつくっていくということがもう1つの重点かと思っております。

次の14ページについては、前回のご指摘でありました公共事業との連携について、これまで国からいろいろな形で地方公共団体に通知しておりますけれども、その実態ということでございます。古くは昭和54年には国土庁時代に、地籍調査事業の推進についてということで、例えば公共工事を所管している国とか県の関係部局と県の地籍担当部局との間でしっかりした連携、連絡調整をする体制づくり等について通知をしておりまして、

それに基づいて各県で体制がとられているわけでございます。また、昨年には、公共事業連携調査というものを新たに設けまして、国の直轄事業、道路整備事業と連携して地籍調査を公共事業に先行して行うタイプの調査も仕組んだところでございます。

下のほうに、県の具体の事例でございますけれども、和歌山県では、平成5年ごろからでございますが、県の実施する公共事業の予定地区について事前に地籍調査を実施している。これによって公共事業も進みやすくなりますし、地籍調査の進捗にも寄与するというところでございます。進捗率もこれによって和歌山県全体で急速に伸びているという状況でございます。それから下は兵庫県、鳥取県の事例ということで、これも同様でございますが、公共事業を着手する前に地籍調査を実施して双方の進捗を図る。そういう市町村に対して、県で経費の一部を補助するという仕組みを両県ではとられています。

効果については、申し上げましたけれども、地籍調査部局にもこういう効果がありますし、また公共事業の部局から見ても、事業工期が短縮され早期に効果が発現するとか費用の縮減につながるという効果がございます。

以上、公共事業と連携した地籍調査の状況等について説明しました。

最後、15ページですが、昨年林野庁と連携し、森林組合と地籍調査の担当部局の間で情報の交換をしっかり行うことにより、地籍調査部局では森林組合の持つ情報を活用して調査の推進を図り、また、森林組合には地籍調査部局の情報を提供しまして森林管理に役立てていただくということから、林野庁長官と、国交省土地・水資源局長から地方関係機関に通知を出しているところでございます。

ここでは岐阜県の中津川市の加子母森林組合の事例ということでございまして、既に平成16年ごろから森林組合と市の間で、今ほど申し上げたような情報交換の仕組みができておりまして、実際に活用され、地籍調査部局と森林組合で双方の事業が円滑に進められているという事例がございます。

以上、第1回の検討小委員会での指摘事項について関係する資料についてご説明させていただきました。

続きまして、資料2-2で地籍調査促進のための今後の方向性ということで説明させていただきます。

1ページに、今後の方向性で大きく6項目に分けまして整理してございます。第1回の検討小委員会でも課題ということで整理させていただきましたが、それと重なる部分もございます。1番目としましては、まず今後やっていく調査の対象地域について、土地取引

の可能性などによって細分化して、優先的に調査を実施する地域を明らかにしていくという方向が1つあると思います。それから2番目としまして、都市部におきます調査を促進させるために、一筆地調査に先駆けました官民の筆界情報の整備を推進していくということがあります。それから3番目には、山村部におきます調査の促進のために、所要の精度が確保される範囲の中での測量の簡素化とか、あるいは筆界案確認制度の弾力的な運用を図ることによりまして調査の効率化を図るといったことがあるかと思えます。それから4番目には、測量の基準点について、適切な設置とか維持管理を進めることによって調査の促進を図るといったことがございます。5番目には、土地所有者が所在不明の場合には、一定の厳格な要件のもとで、土地所有者の確認を得ずに調査することを可能とするということがございます。最後、6番には、広報活動の内容を見直しまして、広報対象の絞り込みとか、特に地籍調査が行われていなかった場合の具体的な問題点について住民の方に示しまして、効果的な周知活動を行っていく。

以上、6項目で整理させていただいております。

次のページからそれぞれについて資料がございます。

3ページでございますが、これからの調査の対象地域について、優先的に調査を実施すべき地域ということで書いてございます。地籍調査の対象地域のうち、点線で囲まれているところがまだ未実施の地域ということでございますが、この中には、緑で塗ってありますように、他の事業、土地区画整理事業とか、土地改良によります圃場整備事業等で地籍について一定程度明確になっている地域というものが含まれている。それから、黄色で塗ってありますけれども、大規模な国有地等については、境界トラブルが生じる可能性が低いであろう。管理の主体もはっきりしております。こういうところについては、その他の赤で塗ってあるところと比べますと、相対的には境界トラブルが生じるおそれというのは非常に低い、精度も高い図があるということで、赤で塗っている部分について優先的に実施すべきではないか。土地取引の可能性等によって細分化して優先的に調査を実施すべき地域を明らかにしていくべきではないかということで整理しております。

それから、2番目の項目について、5ページでございます。都市部において官民の筆界情報を先行整備する必要性ということで、これにつきましては第1回の委員会の資料にもついてございましたが、官民界を先行的に調査することによって、左のほうに図がございしますが、この街区の外周部分、官民の筆界についてわかるだけでも民間開発等が行われる場合には有効な情報になるというふうに考えられます。再開発等でこの地域、この場合は

全体買い上げになるようなときに、個別の境界が必ずしもはっきりしなくても調整は進められるかと思えます。そういう効果があるということでございます。

また、 ですが、地方公共団体の着手推進に向けた動機づけということで、右下にはこれについてアンケートをとっておりますけれども、官民の筆界情報の先行的な調査について実施したいかということで、これは東京23区について聞いた結果ですが、実施したいというふうに答えられた区は85%を占めている。都市部の自治体から見ても、官民境界を先行的に調査するということについては、要望があるということが確認されてございます。その他、こういうことを行うことによるメリットが上のほうに整理されてございます。

次の6ページにまいります。この図も第1回目の資料にございましたけれども、従来の手法で地籍調査を行っていく場合と、官民境界、官民の筆界情報を先行的に整備していった場合ということで比較してございます。左側のほうの従来手法で行っていった場合には、数年後には青で塗りつぶされているところについては、民界まで含めて地籍調査が終わっているわけでございますけれども、特に残っている部分で、薄いピンクで書かれている、いわゆる民間でつくられます地積測量図の情報につきましては、地籍調査実施中も情報が出てくるわけですが、必ずしも官民の筆界が明確になっていないために整合がとれたものとはなっていない可能性があるということでございます。

右側のほうに、官民の筆界情報を先行整備した場合ということで、各ブロックごと、街区ごとの青線で官民境界が先行的に整備されますので、その後に出てきます、赤で塗っておりますが、地積測量図については、すべて確認された官民の筆界に整合した形で出てくるということになりますので、その成果はかなりの精度で最終的な地籍調査の成果の中に生かされやすくなるということでございます。

下のほうに、都市部において地籍調査を推進させる手法ということで書いてございます。官民筆界情報の整備を一筆地調査に先駆けて広範囲で実施し、また、官民の筆界情報については、適正に維持しつつ、民間測量成果であります地積測量図を逐次反映させて、街区の内部も含めた高精度な筆界情報の整備を進めていく。将来実施します一筆地調査の際には、当該情報を活用することで、効率的に地籍調査を完了させるという手法が有効かというふうに考えております。

次に8ページにまいります。山村部での測量の簡素化ということで、山村部での調査の課題が、上のほうに書いてございますけれども、土地取引とか土地利用が少ないわりには費用、手間がかかってなかなか調査の気運が盛り上がらない。急峻な地形、地域では、調

査そのものも危険を伴うことがございます。現在の測量技術を用いますと、山村部で求められます精度、右側のほうに整理しておりますけれども、こういう精度を満たすためには、より簡易な測量機器を入れることでも十分精度を確保することができるということでございますので、新たな、簡易な測量機器を導入することによって、作業の迅速化とかコスト削減を行っていく。それによって調査面積の拡大を図っていこうという方向があるかと思えます。

具体的な測量機器については、そこに示されておりますけれども、特に衛星を使いまして3番目のDGPSとか、4番目のネットワーク型RTK-GPS、試算によりますと、こういう機器を使った場合には通常の地籍調査と経費を比べてみますと、最大で約4割コストが削減できるという試算結果がございます。削減できた部分を、さらに事業量の拡大に充てますと、同じ予算で約1.6倍の面積が調査できるということがございます。

次に9ページにまいります。山村部での筆界案確認制度の弾力的な運用ということで、一筆地調査で土地所有者の方の立ち会いを求めていくわけですが、山村部では特に高齢化も進んでいたり、地形も急峻で非常に危険だということがある。今の制度としまして、立ち会いが得られない相当の理由があれば、筆界を確認するに足る客観的な資料によって筆界案を作成し、これによって確認することも可能だということが導入されているわけでございます。現状では、この筆界案については、近隣に居住されていなくて、遠方に居住されている方へ筆界案を送って、これによって確認しているということでの運用が中心になっておりますけれども、隣地の所有者の方が近辺におられた場合であってもそういう仕組みを入れていけないか。現地の立ち会いにこだわらないで、例えば公民館等で所有者の方に一堂に会していただいて筆界案を確認する方法も実施できるように、現在の作業規程準則の解釈を明確にするという方向があるかと考えてございます。

それから10ページですが、山村部での一筆地調査の状況ということで、市町村を対象にアンケートをしておりますが、左側ですが、地形が急峻で土地が広大であるなど、立ち会いが物理的に困難な地域がありましたかという問いに対しまして、対象は102市町村に聞いておりますけれども、約3分の1の市町村で、やはり立ち会いが物理的に困難なところがあったという答えをいただいております。また、その右側ですが、そういう場合にあって、現地立ち会いを行わず、一堂に会していただき、筆界案で境界を確認するとした場合に承認を得られると思われませんかという問いに対しては、25%の市町村では、ほぼ筆界案で承認を得られるだろうという回答をいただいておりますし、その下ですが、土地所

有者の大半は承認を得られるだろうというところも28%あり、合わせますと半分以上というところでございます。

以上、山村部での調査についてでございます。

次に12ページでございますが、測量の基準点についての設置の状況を整理しております。公共的な測量の基準点につきましては、国土地理院で一等三角点から四等三角点まで設置されておまして、地籍調査につきましては四等三角点はその基準になるということでございますけれども、それよりさらに密度の細かいところで公共基準点とか、都市部に打ちました街区基準点とか地籍図根点というものが設置されており、地方公共団体等で管理されているということでございます。

地籍調査の終わったところについては、四等三角点が設置してあるということでございますし、また、都市部、DIDについては、先ほど申し上げました都市再生街区基本調査の中で四等三角点が設置されております。さらには街区基準点が200メートル間隔で、既に設置されているということでございます。

今後、DIDの周辺の地域におきまして、民間の開発等で土地取引がさらに活発なところも見込まれると思っておりますけれども、そういうところについてもあらかじめ基準点が設置されておれば地籍調査もやりやすくなる。あるいは、山村部におきましても、コストの縮減というのは1つの課題になるかと思っておりますけれども、山村部での基準点の密度を高めることによって、調査のコスト縮減にもつながっていくということでございます。

13ページにまいります。現在の基準点設置状況ということで、今申し上げたとおり、四等三角点について、全国で約6万5,000点が設置されておまして、都市部では1平方キロに1点、農用地で2平方キロに1点、山村部では4平方キロに1点と、標準的な密度でございますが、設置されております。下のほうですが、DIDでは200メートル間隔で街区基準点が設置されております。また、不動産登記規則が改正されまして、これも先ほど説明しましたが、地積測量図が民間で作成される際には、こういう基準点がある場合には精度の高い、座標値を持った成果が整備されているという状況でございます。DIDの周辺でも基準点を設置して測量成果を地籍調査に活用していくということが考えられると思っております。右側で、山村部でさらに基準点の密度を上げることによって、地籍調査の効率化とかコストダウンを図ることが可能になる。また、設置した基準点につきましては、成果も含めまして、適切な維持管理が必要になってくるということでございます。こういうことから、今後の方向として、民間開発が行われる可能性の高いDID周辺部等への基



準点の先行設置とか、山村部への基準点の密な設置による調査の効率化、あるいは、基準点の適切な維持管理の実施ということが今後の方向と考えております。

15ページになりますが、土地所有者が所在不明の場合の取り扱いということで、この辺につきましても第1回の検討小委員会で紹介しております。1筆について所在不明者がおられると、その周辺の土地についても地籍調査の中では筆界未定になってしまうということでございます。こういう場合には、隣接の所有者の方にも不利益を強いるなどいろいろ問題点が起きやすいということがあります。今後の方向としまして、所在不明の場合には、土地所有者の確認を得られなくても筆界を明らかにする客観的な資料が存在すれば、事前に登記所との協議を必要とするなど、厳格な手続を設けることによって筆界を確認することを可能とするというふうでございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。法務省で行われております筆界特定制度と比較しまして、地籍調査のほうで所在不明の場合にも境界が確認できるような仕組みとするためにはどういう規定を入れたいか、ということで整理しております。

まず、筆界特定のほうですと、関係者に筆界特定のための申請があったということを通知するわけですが、相手が所在不明であっても公示送達の手続きを入れれば手続が進められる。地籍調査のほうにはそういう仕組みがございませんので、土地所有者に通知する場合に公示送達の規定を新たに設けていくということがあるかと思えます。また、筆界特定制度では外部専門家、筆界調査委員が実地調査をされますけれども、地籍調査のほうでは外部専門家の仕組みが今のところはないということで、こういうやり方について事前に登記所と協議をするということを入れたいということでございます。

さらには、筆界特定制度では筆界特定登記官が現地の調査資料等に基づいて境界について判断していくわけですが、地籍調査は市町村が行うものですので、必ずしも紛争解決等の知識、経験を有していないということで、市町村の職員が行う筆界の確認については、まず筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合に限定していく。それから、その判断の仕方については登記所との協議結果を踏まえて行うということ盛り込んでいったらどうかということでございます。客観的な資料の案としては下に出ているようなものを考えてございます。

以上、所在不明の場合の取り扱いについての方向ということでございます。

一番最後、18ページですが、より効果的な広報の実施ということで、先ほど調査を進めていくためには住民の方の意識を醸成していくことが非常に大事ということをお話しし

ましたが、今後の広報について見直しを行ってほしいと。対象の絞り込みを行うことでより効率的な広報活動を実施していきたいと考えてございます。広報対象としまして、特に未着手の市町村を中心とします住民の方々。広報内容については、地籍調査が実施されていない場合に発生するデメリット、問題を中心とした広報活動を行っていったらどうかと考えてございます。媒体としましては、新聞、チラシ、広報誌、テレビ等々、あと、インターネットも活用した情報提供があるかと思えます。効果としまして、住民が問題意識を持つことによって、調査に対するニーズが高まって、市町村へ住民側からも積極的な働きかけが起こるのではないかとこのように考えられます。

以上、広報の実施についてでございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。それでは、あと30分ぐらいでございますけれども、議論してまいりたいと思えますが、内容が非常に多うございますので、まず資料2-1の最初、1ページに前回のご指摘内容とそれへの対応という形の表がございますが、まずこれで、前回の会でご指摘くださった委員の皆様方で今日ご説明の対応状況について何かご意見があれば、それをまずお伺いして、今後の方向性のほうに入りたいと思えますが、いかがでございましょうか。山野目先生、前回ご指摘いただいたものへの対応としてはよろしいでしょうか。

【山野目委員】 私のほうは結構でございます。

【清水委員長】 そうですか。

【藤原委員】 前回、私が気がついた中で国や都道府県からもっと積極的に働きかけをするというその内容をもうちょっと具体的に、今後またどういう働きかけをしていくかという角度からの情報を出していただきたいという趣旨の話をしまして、今回資料2-1の12ページを見させていただきますと、国や都道府県からの働きかけということで、実施したり、検討のきっかけになったりしているという割合が非常に高いということがはっきりしまして、これは非常にいい調査をしていただいたのではないかとこのように思っております。

だから、あとはこのデータを踏まえて今後の対応の仕方について、次のテーマになると思えますが、そこでまたちょっとお願いしたいと思えます。

【清水委員長】 ありがとうございます。そのほか前回のご指摘の内容についてはいかがでございましょうか。

【三島委員】 岐阜県の森林組合連合会の三島でございます。1ページの下のほうに、

個人情報取り扱いについてということで、いろいろと検討していただいておりますが、ほんとうに今、市町村の担当者が一番この個人情報の取り扱いに非常に苦慮している。というのは、実際に調査していく段階で、町村の人たちとの協力が得られるところとそうでないところでは非常に差がありますので、やはりこの辺を明確にして、その辺から十分大丈夫だということまでやって進まない、具体的な進捗が見られない状況が見られますので、ぜひ明確にさせていただけるとありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

【清水委員長】 これは今後も検討ということですが、よろしいですか。ご意見をちょうだいしたということで、はい、ありがとうございます。

それでは、時間の関係もございますので、今後の方向性というほうを議論してまいりたいと思いますが、当然、時間に余裕があればまた帰りたいと思います。

前回ご欠席だった佐藤委員と久野委員が今日ご出席でございますので、まず最初にお伺いしたいと思うんですが、佐藤さん、よろしいでしょうか、何かご意見、よろしく願います。

【佐藤委員】 今後の方向性について、印象と意見を1つ言いたいと思います。今、説明をお伺いしまして、非常にきめ細かくやっていただくような感じはします。例えば、山村部の地籍調査の促進で、非常に丁寧な対策があるような印象を受けましたけれども、やはり一番難しいところ、大都市圏の権利が錯綜しているようなところをどうやるかというのが、ちょっと知恵とか工夫が、ここに限って言えば足りないなと。もう少しそういう面の対策をどうしたらいいのか知恵を集めたほうがいいのではないかとというのが印象です。

それから、今の2-1に関して、やはり住民から要望があると、市町村というのは動くのかなというので、これは今後の方向性にも関連しますけれども、6番目です、広報活動の内容を見直しという、この辺を、やはり住民をどう動かすかというようなところに対策を集めたらどうかということです。やっていないところの地域もいいんですけども、やはり住民にいかに認識させるかということで、私が思うのは、もう少し広報にお金をかけてもいいのではないかと印象があります。たしか年度の予算が120億ぐらいあったのかな、そのうちのどれくらい使っているのかわかりませんが、倍、2倍、3倍と広報対策をより充実させるべきではないかと思います。といいますのは、私が前回の対策等々ときにも参加したときに、NHKである特番番組みたいなものがありまして、そこでこの問題を取り上げたことがあったんです。非常に衝撃的で、うちはどうなっているんだろうと

というような印象を持った視聴者が多分かなりいたと思います。例えば、そういう番組づくりというのを仕掛けられないかとか、お金をかけて何かできないかとか、私はもっともっと広報に知恵を出してもいいような印象があります。

以上です。

【清水委員長】 ありがとうございます。

石川さん、何かコメントございますか。

【石川国土調査課長】 まず1つ目の、委員のご指摘がありました都市部での権利関係のいろいろ難しいところで進める方法ということで、当然調整も今でもやっているところではそういうことで苦労されているわけですが、先ほどご紹介しました今後の方向性の中では、効率的に行っていく1つの手段として地積測量図等をしっかり活用できるような仕組みということで挙げてございます。当然、そういう調整の仕方とか具体の細かいやり方につきましても、あわせまして検討を進めていきたいと思っております。

それから広報の仕方につきましても、これまで一定の広報をもちろんやっておりますけれどもさらに充実をしていきたいと思っております。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。広報については、先ほど金額のお話があったのですが、そういうものというのは概念として存在するのでしょうか。広報にどのくらいお金をかけるかなんてというのは。

【藤田国土調査企画官】 広報経費でございますけれども、我々のほうで直接広報する経費が2,000万円程度でございます。あと、都道府県が広報していただくために委託費のような形で、これもまた2,000万くらいでございます。あと、場合によりましては、地籍調査費負担金の中で市町村が広報を実施する場合に負担金の対象とさせていただいている部分があります。それはちょっと今内訳はありませんけれども。

【清水委員長】 ありがとうございます。その範囲内で何かいい広報の仕方をご提案いただければと思います。

【佐藤委員】 もうちょっとかけてもいいんじゃないでしょうか。

【清水委員長】 大きな検討課題でございます。ありがとうございました。

では、久野委員、何かご意見をいただければと思います。

【久野委員】 先回るときに欠席いたしまして、先回るときに出していただいた意見をもって説明をお聞きしたわけでありまして、なるほどなというようなことでそれぞれ皆さん方ご指摘いただいた内容について、そのとおりだなということも思ったわけです。

けれども、実は私のところは、大体今6割ぐらい進んでおるわけです。やり始めて二十五、六年だというふうに思っておるんですけども、実質的には、今担当しているのが3.5人です。400人の職員で3.5人ですから、ほかと比較してどんな程度かよくわかりませんが、全体的に見ると、愛知県は非常に低い十一、二%ですので、愛知県の中ではいいほうという気はしておりますが、なかなか地籍調査という地味な取り組みをしていただけてるところがない。たまたま私が県の会長という立場をさせていただいておるんですが、県がその気になってくれないといいますが、担当はその気であっても予算がつかなければ話にならないということで、愛知県は非常に低いわけです。事業費で五、六千万ぐらいしかついていないということですので、極めて少ないわけでありますので、一生懸命で前向きな取り組みを働きかけておるんですけども、実質的には会員は全体の市、町の六、七割がなっておると思うんですけども、今年になってから取り組んでおるところは三河地方では3市町しかないわけです。

ですから、予算が少ないからやらないのか、やりたいといっても県が予算をとれないのか、その辺はわかりませんが、私あまり長くしゃべってはいかんですけれども、出てくるときにうちの職員にこういった懸案事項があるかという話を聞いてきたんです。その中で、先ほども説明があった19条の5項の件でありますけれども、このことについては、19条5項の指定が現在は必須となっていないということだということなんですけれども、この辺は私もわかりませんが、指定を義務化するなどの法令整備が必要であると考えということを言っておるんですけども、この辺のところはどうでしょうか。

この件について、実は私どものところで最近開発したところがあるんですけども、5,000坪ぐらいのところを開発したところが、住宅地で開発したんですけども、認証を受ける予定がないということを開発者は言っておるということも聞いておりますし、それから、県の企業庁がやった14,5ヘクタールのところも実は認証を受けていないということのようでして、その辺のことについては私は専門的なことはわかりませんが、つい直近でやったところは今後認証を受けていく、8ヘクタールのところは認証を受けていくということですので、そういうところが認証という形の中でやっていくと、うちももっと進んでいくのではないかと考えております。

それから、法務局との連携強化が必要だということで、実は法務局では登記簿謄本などの公図などの交付が委託化されてきてしまって、請求した資料しか交付されなくなっている。そのために法務局にやはり存在するあらゆる資料を交付するなどの協力をいただ

かないと、1つ1つお願いしていかなければならないということで、この辺の話し合いをしていただけないかということです。

それからもう1つ法務局に関係することですけれども、地籍調査データの取り込みの円滑化が必要だということを言っておるんですけれども、公図情報の元データを数値地籍情報の形式記録に基づいて作成しておるけれども、国のシステムで取り込む際、うまく取り込めない、読み取れない。具体的には、筆界未定地を含む地籍フォーマット2000での法務局でのデータ取り込みができないことがありますということを担当は言っております。

それからもう1つ、地籍の表示でありますけれども、地籍調査作業規程準則として、不動産登記規則と地積測定の方法が違うことにより成果に差が出てしまっている。例えば、地籍調査の場合は、小数点4位までで四捨五入し、第3位切り捨て。しかしながら不動産登記は、単純に小数点第3位切り捨てということで、この辺が厳密に言うと違ってくるというようなことを担当のほうは申しておったわけでありませう。

私のほうからは以上であります。失礼しました。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

【藤田国土調査企画官】 何点かございました。最初の19条5項指定でございますけれども、現在、我々のほうではなくて法務省の政令のほうで義務化されている事業が幾つかございます。流通団地であったり、あと、沖縄が特別な法律を持っておりますので、沖縄の地籍調査成果などは19条5項申請が義務づけられてございます。さらに、我々の国交省の通知でございますけれども、土地区画事業と農水省の土地改良事業につきましては、通達で19条5項申請をお願いしてございまして、昔のものは、実は確かに出ていないのがあるんですけれども、今はおおむね出てきているという状況になってございます。出てきていないのは、あるとしましたら、開発許可を受けるような純粹民間の開発行為に関しては19条5項申請がなかなか出てきていないのは現状でございまして、その問題意識は持っておりますが、民間の方々に何の補助等もなしに義務化するというのもなかなか難しいかなということもございまして、そこはバランスの世界だというふうに思っております。

あと、法務局との関係のお話が幾つかございましたけれども、先ほどの表示の関係につきましては、ちょっと我々また確認もいたしまして、場合によってはいろいろ相談させていただきたいと思っておりますが、実は、公図の情報の形式であるとか、いろいろ問題点は我々のほうの耳にも入ってございまして、いずれにせよ、法務省のほうとしましても、

我々の地籍調査の成果というのは、最終的には公図が差しかわるというような法務省にとってもメリットがあることでございますので、法務省ともよく相談させていただいて、協力体制をしっかりとしていきたいというふうに思います。

【久野委員】 最後に。先ほどいろいろ広報の話が出ておったんですけども、実は、5月11日の朝刊でしたけれども、愛知県では中日新聞というのは大体8割の方がとっておられるんですけども、中日新聞で地籍のことを取り上げてくれました。記者が取材に来てくれたんですけども、こんな地味なことをよく取り上げてくれたねという話をしたんですけども、たまたまどこかで耳にしてきて、県、それからこちらのほうにもひょっとしたらお問い合わせがあったかもしれないけれども、ほんとうは愛知県版で載せてくれるのが一番よかったんですけども、三河版で載せてくれたものですから。それであってもこのような形で新聞が取り上げてくれたというのはありがたいことでありますし、記者のほうにも、これからは情報を流すから、非常に重要なことだから、こういった形でいつのときでもいいから載せてくださいということをお願いしておきました。

以上です。済みません。

【清水委員長】 ありがとうございます。

【押田土地・水資源局長】 ちょっとよろしいでしょうか。広報の話で、確かになかなか地籍調査というのは話題になりにくくて、新聞なんかも取り上げることが少ないんですけども、ご存じだと思いますけれども、最近土地の近隣のトラブルがあって殺人事件が起こったときに、1つの民放でございますけれども、要するに近隣境界、土地の境界がはっきりしていなかったことでトラブルが激しくなったという観点から地籍調査の話が出てまいりまして、要するに筆界未定であったということがああいう殺人まで起こした1つの原因であったというにはちょっとピントがずれているような報道ではあったんですけども、そんなこともございました。

あのときに私どもちょっと議論していたんですけども、確かにいわゆる建前だけの話をしていますとなかなか国民の関心も低いかもしれませんが、よく考えていきますと、筆界未定で残っているということは、もし万が一トラブルが起こったときには非常に、殺人事件とまでは言いませんけれども、多大な労力とか、あるいは解決が困難であるとか、そういうふうなことが実際に起こるわけですので、少し焦点をそういったところに当てまして、国民の皆さんの問題ですよというのを少しアピールしていこうかなということを考えています。正面からの広報予算は、先ほどご紹介しましたように微々たるものではな

ども、そんなものをうまく活用しながら、記者さんたちに自分の問題意識でむしろやっていただくようにこれから努めてまいりたいと思っております。

【清水委員長】 ありがとうございます。

それでは、あと15分ぐらいですが、今日まだ発言されていない方中心にお伺いしたいと思うんですが。

【山下委員】 山下でございます。私はちょうど平成10年前後だったと思いますけれども、都庁にいたわけですが、東京都内では昔農林関係が島部からずっと始まっておりますが、それから都市部に調査を移さなければいけないということで、都市計画局に引き受けた立場でございます。今日もできれば都市部の地籍調査推進方策というようなことにつきまして、ちょっと意見を二、三点申し上げたいと思います。

特に官民の境界確定に焦点を合わせまして少しご意見申し上げます。2-2という資料の5ページでございますけれども、官民の確定境界の確認作業を一層推進することが必要だというふうに書いてございますが、私ども東京都におきまして、都市部の地籍調査におきましては官民境界等との先行調査が極めて有効であるというふうに判断していると現役のほうからも聞いております。

特に公図と現況が一定程度一致する地域、これも9割以上占めるというふうに聞いておりますが、都内の既成市街地におきましてはおおむねこうした範疇に属する市街地が多いのではないかと思います。そうした地域では、官民境界等の先行調査が大変有効であるというふうに考えております。

その背景には2つの立場からのインセンティブというものが働くんだと。微妙に働いているというふうに考えられます。1つは、実施主体であります地方公共団体のインセンティブでございます。もう1つは権利者側である土地所有者のインセンティブというほうがございます。まず、実施主体でございます地方公共団体のインセンティブということでございますが、ちょうどグラフにもございましたように、5ページの右下に官民の筆界情報の先行的な調査を実施したいですかというのを聞いたアンケートがございますけれども、まさにこれは官庁側からのインセンティブの働く場面でございます。実は平成20年度に東京都で行っている、地籍調査をやっている区は16区ございますけれども、そのすべての区が道路台帳整備の基礎資料とするというインセンティブが極めて強く働いているわけでございます。現に、地籍調査の実施部隊はすべて道路台帳整備の関連部署というふうになっているわけです。



一方、権利者にとりましても、民民境界の確定の調査というのは非常に利害関係が明らかになってしまうということで牽制し合う立場、風潮がございますけれども、官民境界の立ち会いということになりますと、相手が官庁ということでございまして、この際きちんと権利者としての権利関係を明らかにしておこうではないかというインセンティブが逆に働くということでございまして、両者からちょうど官民境界の先行調査はインセンティブが、利害が一致するというような形にもなっているわけです。

そこで、第一の意見といたしまして申し上げたいのは、同じ資料の17ページでございますが、地籍調査促進のための広報のあり方。これも先ほどからずっと議論しておりますけれども、今申し上げました官民境界などの先行調査に対して働いている官民両サイドからのインセンティブを意識したアンケートの実施とか、あるいは広報活動の推進といったものに少し視点を強めてはいかがかということでございます。

加えて、さらにインセンティブをつけ加えるとすれば、道路台帳整備に連動して官民境界等と先行調査を実施する場合の実施主体への補助率の引き上げ等についても検討してはいかがでしょうかというのが1つでございます。

それから2つ目の意見でございますけれども、官民境界等先行調査の成果をより一層活用する方策についてでございます。この調査におきましての成果として、街区調査図というのがつくられます。確認された官民境界とその境界に接する土地の地番、その範囲を図面に落としたものでございますが、この街区調査図は国土調査法の上では中間成果の扱いということになっておりまして、登記所へ送付する成果には位置づけられていないということになります。一方、地積測量図を作成する土地家屋調査士の方々は、基準点をどこに求めるかということになれば、もちろん多くの場合は基準点測量などを実施するというのではなくて、通常近くにございます基準点等を使用するわけでございます。近くにある基準点というのがまさに街区調査図に記されているものに相当するものが極めて多い。ほとんどがそうでございます。そうしますと、街区調査図が登記所に備えつけられているならば、民間土地取引に伴う地積測量図を極めて整合的に蓄積することができるのではないかと。その重要な情報になるのではないかとという考え方がございます。

そこで、街区調査図が地籍調査の成果として登記所に備えつけられれば、より一層効率的になるのではないかと。申請者にとっても区に行ったり、登記所に行ったりという不便をなくすることもできるのではないかと。そこで、このような法務省との効率的な連携ができるような制度を構築していただければ、かなり効率的な事業運営にも資するのではないかと。

というのが第2点でございます。

それから3つ目でございますが、これも先行的官民境界の確定ということを重視する立場からの意見でございますけれども、実は官民境界等先行調査におきましても、確認未了という土地がやはりどうしても出てまいります。それは官民確定には協力いたしますが、街区内の民境界の確定などの後続事業につきましては、いろいろと事情があって協力できないというのがまああるわけでございます。そのために先行調査においてもその部分が確認未了という形で扱われている。例えば法人の場合、担当者限りで処理しづらいというようなことがあったり、それから、地籍が確定した場合に、建物が既存不適合になるというようなことも考え得るわけで、そういうおそれのために確認してもらえないというようなケースがございます。これはいずれも後続事業に対する不安から来るものでございます。

そこで、しばらくの間、例えば、市街地再開発事業が興るまで、あるいは現在のビルの建てかえ事業が興るまで、いわゆる後続事業を見合わせる街区を位置づけてはどうかというのが3つ目の意見でございます。このことが、非常に大きな問題を含んでいると思います。つまり地籍図まで完全に仕上げなければ国土調査としての意義がないんだという立場もあれば、何とか官民境界を先行的に整備するだけでも、ある一定の意義があるのではないかとこの2つの考え方があろうかと思いますが、その辺等含めてご検討いただければと。

以上でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。大変重要なお指摘で、ちょっと議論が要るところなんです、時間の関係で、今日ご意見をちょうだいして次回論点を整理していただくということにしたいと思います。

そのほか、ぜひ、今日発言まだの方、もしご意見あればお受けしたいと思うんですが、どうぞ、山脇委員。

【山脇委員】 済みません。前回意見を述べさせていただいたことに加えまして、ここにはまだ記載されていないんですけれども、述べさせていただきたいと思います。まず、法務局との連携についてなんですけれども、現在D I D地区においては、現地の立ち会い等、かなり連携が図られているということは承知しているんですけれども、D I D地区以外についてはどのようになっているのかということなんです、まださほど連携ということにはなっていないのではないかなと思うんですが、ぜひD I D地区以外においても、D I D地区と同等に連携を図っていかれるようにしていただきたいと思います。

それと、都市部における民間測量成果の活用についてなんですけれども、官民境界明示

を通常私たち土地家屋調査士がさせていただくときには、例外もございませけれども、大体一般的に隣接地の方の立ち会いを求めて、それで官民境界の確定図のほうにご署名とご印鑑もいただく。ですから、官民境界明示をするときには、隣接地の方と民民についても境界を確定するということがほとんどであります。

しかし、境界を確定したからといって、必要がなければ登記申請はいたしませんので、地積測量図にそれらの成果がすべてあらわれているわけではないんです。ですので、そういった隠れたもの、せっかくはかったものというのがありますので、例えば市町村等で官民境界明示をされたときの確定図の中に、その時点で民民界であっても境界標が設置されているものについてはちょっと参考までに図面のほうへ記載していただいて、座標値も入れていただくということで、関係ない箇所ではあるんですけども、一般の方は筆界確認書等、少し考えられないんですが、紛失されてしまったり、それから、先代の方が持つておられたのがどこへ行ったかわからないということもありますので、明示の図面のほうに残っていれば役所のほうにはずっと残っておりますので、地籍調査をする際にはそういうことも参考にはできるのではないかなと思います。

以上です。

【清水委員長】      ありがとうございます。どうぞ。

【横山委員】      私、九州から参っております、こちらにご在席の皆様はほとんど東京もしくは大都市の方が多いかと思えます。先ほど町長様のほうは地籍調査で非常にご尽力されているかと思えますが、今日のお話を伺ってしまして、都市部というところどうも東京のイメージが非常に強うございます。地方でも、いわゆるD I D地区はたくさんございますが、私の感覚からしますと、東京以外は日本は皆地方という感じがいたしますけれども、そういった場合に、今日の資料の中で、広報が非常に重要な、それは住民の皆様からの意見があって始めて事業が進捗していくというお話がございませますが、ところが地方では、今大変予算的に厳しゅうございませ。私がいろいろお話聞く中でも、交付税の減少等で市町村にお金がない。そういった場合に、どこにお金を優先的につけなければいけないかということがどうしても地籍事業に対するお金がつかないというふうな状況になっている。特に、市町村だけではなくて都道府県で予算の枠が決まっていますと、その枠でやれる、県内における事業の量というのが決まってくるということで、なかなか進捗できないのではないかなというふうな感覚を持っております。

ですから、地方の目といたしまして、この席でこういうことを言っているのかどうか

かりませんが、何とか国費における進捗の推進というのをぜひやっていただくのが、地方における推進が図れる1つの一番重要なエンジンではないかなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

【藤原委員】 今の話に関連するんですが、実施主体さんのほうに対する働きかけというのが地籍調査の大きな動機に優位になっている先ほどの12ページのデータを踏まえて、さっきの話もそれに関連すると思いますが、大変重要な項目だと思いますので、私は今後の進め方、方向性のところの7番目に、国や都道府県からの実施主体に対する積極的な働きかけという項目を1つ追加していただくことを検討していただきたいと思います。

以上です。

【堤委員】 二言だけ言わせてもらいますけれども、広報が非常に話題になっていますけれども、国ももちろん金がないわけなんで、金はこれ以上出ないと思いますから、知恵の出し方があると思うんです。私は初代の自治省の広報室長をやったんですけれども、金があるころは全国紙を借り切って、ばーっと各県持ち回りでやりました。そんな時代ではないんです。ですから、知恵を出さなければだめだと思うんです。その1つとして提案なんだけれども、県とか市町村の広報紙というのがありますよね。これはただですから。無理やりやったらだめですよ。こういうのをこうしろと言ってはだめだけれども、上手に県や市町村の広報紙をもっと活用するとか、あるいは、三好の町長さんが言われたように、上手に記事に出していただくとか、私のほうも微力ですけれども、評価センターの機関誌に地籍調査の重要性につきまして、固定資産税との関係で国交省の方に原稿を書いていただいております。

もう1つは、公共事業と連携した地籍調査というのを2-1の14ページでいただいたんだけれども、どうもまだこれはいただけなくて、この資料を見ている、国の取り組みというのが、何か通知を流しました、連携の強化を指導しておりますという程度にとどまっております。下では県、市町村の取り組み、和歌山県の事例。この和歌山県の事例というのは地籍調査をやらなければ公共事業をやらないぞということなんですか。公共事業の優先採択のことなんですか。それが実質的にはかなり力があると思うので、それから兵庫県、鳥取県のように一定の場合に県が市町村の経費を負担するというのはいいいんですけれども、そうではなくて国として、せっかく大きな国交省という省ができておるわけだから、出身母体である農林省の方もおられれば建設省の方もおられるわけですから、あるいは運輸省の方もおられるわけだから、もっと知恵を出して、地籍調査の進むような公共事業を

仕組まれることも必要じゃないかなと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。最後のご意見はちょっとコメントいただいたほうがいいのかもわからないんですが、よろしいですか、ご意見をお伺いするという形で。

【藤田国土調査企画官】 ご指摘、また検討させていただきますけれども、国交省の中でもいろいろ事業ございますし、ほかの事業もございます。そういうところとも今、砂防も含めていろいろ事業等の連携というのは議論させていただいていますので、それも踏まえて検討させていただきたいというふうに思います。

【清水委員長】 はい、ありがとうございます。

では、大変恐縮なんですけど、大体時間となってしまうので、次回はもうちょっと議論の時間をとらせていただくようにちょっとお願いしたいと思いますけれども。今日はこのぐらいで終わりにしたいと思いますけど、最後に議題、その他というのがございますので、石川課長さん、お願いいたします。

【石川国土調査課長】 どうもありがとうございました。次回につきましては、7月に開催させていただきたいと思っております。本日も議論いただきました内容を踏まえまして、国土調査の今後の方向性ということで審議をさせていただきたいと思います。日程につきましては、後ほどまた調整させていただきたいと思いますが、お手元に7月の日程調整表というのを配付させていただいておりますので、後ほどまたご都合について記入いただきまして、事務局にご返送いただければと思います。また調整つきましたら、日程についてご連絡差し上げたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【清水委員長】 それでは、次回は、今日の最後のほう、ちょっと議論する時間がございませんでしたので、ぜひ論点を整理していただいて、次回また今日のような資料をご用意いただければと思います。

それでは、会としてはこれで閉会とさせていただきたいと思います。

では、もう1回事務局にお返しします。

【石川国土調査課長】 どうも本日、ご熱心にご審議いただきましてありがとうございました。本日いただきましたご意見をもとに検討を詰めまして、また次回の小委員会でご説明させていただきたいと思っております。

なお、本日お配りしました資料につきましては、席に置いていただければ、また後ほど事務局から送らせていただきたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。

【清水委員長】　ありがとうございました。

了